

R 7 南城市下水道事業ウォーター P P P 導入基礎検討業務委託

仕様書

〔1〕 一般仕様書

本仕様書は、南城市における下水道事業ウォーター P P P 導入基礎検討業務委託（以下「業務」という。）は、下水道施設を俯瞰的に把握し、プレマーケットサウンディング調査や、下水道関連職員等へのヒアリング結果を踏まえ、現状の課題を整理したうえで、定性的評価によるスキームの方向性検討に関する基礎調査を行うものである。

また、下水道施設及びその運営に関して、官民連携の基本検討をすることで、発注者の政策方針について支援することを目的としている。

今回の基礎調査は、今後予定される導入可能性調査及び事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

第 1 章 総則

1.1 業務の目的

業務は、南城市下水道の基礎検討を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、南城市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

1.9実績要件

会社として、直近5か年(令和2年度以降)において、次に掲げる同種業務について1)又は2)について完了の実績を有すること。

同種実績：1) 下水道事業におけるPPP/PFI導入基礎検討業務

同種実績：2) 下水道事業経営戦略策定業

1.10管理技術者

技術士法(昭和58年法律第25号)における技術部門の中で、上下水道部門(科目選択「下水道」に限る)、又は総合技術管理部門(「上下水道一下水道」に限る)に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。

なお、監理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

また、監理技術者として直近5か年(令和2年度以降)において、次に掲げる同種業務について1)又は2)について完了の実績を有すること。

同種実績：1) 下水道事業におけるPPP/PFI導入基礎検討業務

同種実績：2) 下水道事業経営戦略策定業

1.11 情報保護対策

受注者は、本業務着手時に、次の各号に掲げる資格及び認証等について、登録証及び許諾証の写しを、発注者に提出しなければならない。

又、契約委任先に認証を受けているものとする。

・ISO27001 若しくはJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)

1.12 工程管理

(1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.13成果品の審査及び納品

(1) 受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.14 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明記するものとする。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

第2章 参考図書

【参考図書】

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
3. 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. P P P / P F I 推進アクションプラン（内閣府）
13. P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
14. P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
15. V F M (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
16. 契約に関するガイドライン－P F I 事業契約における留意事項について－（内閣府）
17. モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
18. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
19. ウォーターP P P 導入検討の進め方について（国土交通省）
20. 下水道事業におけるP P P / P F I 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
21. 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
22. 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
23. 下水道分野におけるウォーターP P P（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A（国土交通）
24. 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通）
25. 南城市公共下水道ストックマネジメント計画（南城市）
26. その他関係基準図書

R 7 南城市下水道事業ウォーター P P P 導入基礎検討業務委託

特記仕様書

1. 業務目的

南城市の下水道事業を取り巻く環境は、老朽化施設の増大や人口動態等、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、効率的かつ持続的な住民サービスを行うため、執行体制や事業運営等の再検証が必要不可欠となっている。

このような中、令和 5 年に改定された P P P / P F I 推進アクションプラン（内閣府）では下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーター P P P」の推進が求められている。

本業務は、南城市の公共下水道施設及び農業集落排水事業、漁業集落排水事業、大里グリーンタウン污水处理施設（下水道施設、污水处理場、管路施設、マンホール形式ポンプ、集合処理浄化槽等）における官民連携手法（ウォーター P P P レベル 3. 5）の導入に向けて、下水道施設の現状と課題の整理を行うとともに、対象施設の事業手法等の検討、民間事業者へのプレマーケットサウンディング調査を実施し、最適な事業スキームの検討や現状の執行体制や事業運営等の現状把握を行った上で、ウォーター P P P の基礎検討を行うものである。

1. 業務委託名称

- (1) 委 託 名 R7南城市下水道事業ウォーター P P P 導入基礎検討業務委託
- (2) 委託場所 南城市地内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 令和 8 年 2 月 2 7 日

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

3. 業務範囲

- (1) 対象事業：南城市が管理運営している下水道事業全般区域。
 - ・公共下水道事業（下水道施設一式）
 - ・農業集落排水事業（下水道施設一式）
 - ・漁業集落排水事業（下水道施設一式）
 - ・大里グリーンタウン地区（污水施設一式）
 - ① 行政人口：4 6, 9 5 4 人（令和 7 年 3 月末現在）
 - ② 行政面積：4, 9 9 4 h a （令和 7 年度末）
 - ③ 公共下水道全体計画面積：5 9 2. 3 h a
 - ④ 公共下水道事業計画面積：4 2 8. 7 h a
 - ⑤ 農業集落排水事業計画面積：7 9 3. 9 h a （A = 7 8. 0 8 h a 令和 7 年追加予定）
 - ⑥ 漁業集落排水事業計画面積：1 5. 0 h a

(資料収集および整理)

第1条 受注者は、ウォーターP P P基礎検討において必要となる資料を収集し、収集リストの作成及びPDF等に電子化を行うものとする。

発注者から貸与される資料について、受注者は必ず「借用書」を提出し、その重要性を認識し、資料等の汚損、滅失等の事故のないよう取り扱い、使用後は速やかに返却する。

(1) 上位計画・関連計画の収集・整理

業務履行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。

- ・ 下水道事業全体計画
- ・ 下水道事業計画
- ・ 下水道ストックマネジメント計画
- ・ 下水道事業経営戦略
- ・ その他必要な計画等

維持管理及び建設改良情報の収集・整理

業務履行に必要となる各種維持管理及び建設改良に関する資料を収集・整理する。

- ・ 現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・ 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去5年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去5年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 処理場、マンホールポンプ等の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去5年分以上の実施量・件数、事業費
- ・ 事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 処理場、マンホールポンプ等の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去5年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ その他業務履行上必要となる資料

(課題の可視化)

第2条

(1) 既存の各種事業計画の把握

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性と事業予定から想定される問題点、課題等を確認する。

(2) 施設の維持管理状況の把握

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の維持管理、保全管理、運転管理状況を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

(3) 業務執行体制の把握

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、業務執行体制を把握し、現状および将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

(4) 関係者ヒアリング

現在の下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、下水道事業に従事する既存民間事業者等へヒアリングを行い、その結果を取りまとめる。

必要に応じ、財務、計画策定、業務執行および維持管理を所管する組織についても対象とする。

(5) 課題のとりまとめ

上記にて確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

(下水道（レベル3．5）の事前検討)

第3条

(1) 事前検討の整理

下水道事業のマネジメントにおいて、ウォーターPPPをはじめとした官民連携の適応性を検討するため、対象施設・業務範囲の設定について課題の整理をする。

(2) ヒト、モノ、カネの事前検討

施設・財務・人材等の観点から現状を分析し。現場の課題意識並びに将来見通しを整理する。

(ア) 事業環境の現状把握

(イ) 施設（各施設の劣化及び投資状況（包括等）、事故発生状況・施設の課題）

(ウ) 組織・人員（職員数・技術者数、委託状況）

(3) 事前検討のとりまとめ

上記の検討結果に基づき、事前に必要な資料を取りまとめる。

(下水道の課題整理)

第4条

南城市の維持管理と更新（改築）の下水道マネジメントの観点から官民連携手法導入において、国の動向を注視しながら下水道の共通課題や更新及び維持管理上の利点について整理を行う。

(照 査)

第5条

受注者は、業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、策定した計画に誤りがないよう務めなければならない。

(打合せ協議)

第6条

本業務における打合せ協議は、初回、中間2回、検査時の合計4回を原則とする。

又、必要に応じて協議回数を増やす場合は、発注者と協議により決定をする。

(成果品)

第7条

本業務の成果品と提出部数は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 上記のデータ(DVD又はCD-R) | 1 部 |
| (3) その他発注者の指示する資料 | 1 部 |